

浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則をここに公布する。

浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年宮城県条例第19号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(更新の登録)

第2条 条例第2条第3項の規定により更新の登録を受けようとする者は、当該登録の有効期間が満了する日の2月前から当該期間が満了する日の1月前までの間に、知事に登録の申請をしなければならない。

(添付書類)

第3条 条例第3条第2項第4号の規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 申請者の住民票の抄本(申請者が法人である場合には、その法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為)
- (3) 申請者の略歴書(申請者が法人である場合には、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。)の略歴書)
- (4) 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の免状の写し
- (5) 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士(申請の日において前号の免状の交付を受けた日から起算して3年を経過していないものを除く。)が第12条に規定する研修を受講したことを証する書類(条例第2条第3項に規定する更新の登録を申請する場合に限る。)
- (6) 営業区域ごとに保守点検の委託を受けている浄化槽の基数を記載した書面
- (7) 営業所付近の見取図
(平12規則179・平17規則4・令2規則27(令5規則12)・一部改正)

(登録簿の謄本の交付の請求等)

第4条 条例第4条第3項の規定により浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付を受けようとする者は、浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 条例第4条第3項の規定により浄化槽保守点検業者登録簿を閲覧しようとする者は、浄化槽保守点検業者登録簿閲覧簿に所定の事項を記載しなければならない。

(変更の届出)

第5条 条例第7条第1項の規定により変更の届出をする場合においては、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる書面を変更届に添付しなければならない。

- (1) 条例第3条第1項第1号に掲げる事項の変更 住民票の抄本(法人にあっては、登記事項証明書)
- (2) 条例第3条第1項第2号に掲げる事項の変更 営業所付近の見取図(所在地を変更する場合に限る。)
- (3) 条例第3条第1項第3号に掲げる事項の変更 登記事項証明書及び新たに役員となる者がある場合においては、当該役員の略歴書
- (4) 条例第3条第1項第5号に掲げる事項の変更 浄化槽管理士免状の写し(営業所に新たな浄化槽管理士を置くことになった場合に限る。)
(平17規則4・一部改正)

(営業所に関する特例)

第6条 条例第10条第1項ただし書の規則で定める場合は、仙台市の区域に営業所を設置している場合とする。

(備えるべき器具)

第7条 条例第10条第3項の規則で定める器具は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 温度計
- (2) 透視度計
- (3) 溶存酸素計
- (4) 亜硝酸性窒素測定器具
- (5) 水素イオン濃度指数測定器具
- (6) 残留塩素測定器具
- (7) 汚泥沈澱率測定器具
- (8) スカム及び汚泥厚測定器具
- (9) 水準器

(標識の記載事項)

第8条 条例第10条第5項の規則で定める標識の記載事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 営業所の所在地
- (2) 登録の有効期間

(帳簿の記載事項等)

第9条 [条例第10条第6項](#)の規則で定める事項は、[次の各号](#)に掲げるとおりとする。

- (1) 保守点検の委託を受けた浄化槽の管理者の氏名又は名称及び住所
 - (2) [前号](#)の浄化槽の処理方式、処理対象人員及び設置場所
 - (3) 保守点検を行った年月日及び浄化槽管理士の氏名
 - (4) [条例第11条第2項](#)の規定により浄化槽管理者及び浄化槽清掃業者へ通知した年月日
 - (5) [浄化槽法第11条](#)の規定による定期検査の年月日
- 2 浄化槽保守点検業者は[前項](#)の帳簿に、毎月末までに、前月中における[前項各号](#)に掲げる事項について、記載を終えなければならない。
- 3 [第1項](#)の帳簿は、[次の各号](#)に掲げるところにより保存するものとする。
- (1) 帳簿は、各事業年度の最終月の翌月の末日をもって閉鎖すること。
 - (2) 帳簿は、閉鎖後3年間営業所ごとに保存すること。
(電磁的記録による帳簿の作成)

第10条 浄化槽保守点検業者が、[条例第10条第6項](#)の規定により帳簿に係る電磁的記録の作成を行う場合は、浄化槽保守点検業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

(令2規則27・追加)

(電磁的記録による帳簿の保存)

第11条 浄化槽保守点検業者が、[条例第10条第6項](#)の規定により帳簿に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

- (1) 作成された電磁的記録を浄化槽保守点検業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
 - (2) 帳簿に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を、浄化槽保守点検業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
- 2 浄化槽保守点検業者が、[前項](#)の規定により電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式でその使用に係る電子計算機その他の機器に表示でき、及び当該事項を記載した帳簿を作成することができるための措置を講じなければならない。
- 3 [条例第10条第6項](#)の規定により同一内容の帳簿を2以上の営業所に保存しなければならないとされている浄化槽保守点検業者が、[第1項](#)の規定により当該2以上の営業所のうち、一の営業所に当該帳簿に係る電磁的記録の保存を行うとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を他の営業所に備え付けた電子計算機の映像面に表示し、及び当該事項を記載した帳簿を作成できる措置を講じた場合は、当該他の営業所に当該帳簿の保存が行われたものとみなす。

(令2規則27・追加)

(浄化槽管理士の研修)

第12条 [条例第11条第4項](#)に規定する浄化槽の保守点検の業務に関する研修は、知事が、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 浄化槽行政に関すること。
 - (2) 浄化槽の構造と機能に関すること。
 - (3) 浄化槽の保守点検に関すること。
 - (4) その他必要な事項
- 2 知事は、その指定する者に[前項](#)の研修の実施に関する事務(以下「研修事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。
- 3 知事は、[前項](#)の規定によりその指定する者に研修事務の全部又は一部を行わせるときは、その旨を公示しなければならない。

(令2規則27・追加)

(申請書等の様式)

第13条 [次の各号](#)に掲げる申請書等の様式は、それぞれ[当該各号](#)に定めるところによるものとする。

- (1) [条例第3条第1項](#)の申請書 [様式第1号](#)
- (2) [条例第3条第2項第1号](#)の書面 [様式第2号](#)
- (3) [条例第3条第2項第2号](#)の書面 [様式第3号](#)
- (4) [条例第4条第1項](#)の浄化槽保守点検業者登録簿 [様式第4号](#)
- (5) [条例第6条第2項](#)において準用する[条例第3条第1項](#)の申請書 [様式第5号](#)
- (6) [条例第7条第1項](#)の規定による届出に係る届出書 [様式第6号](#)
- (7) [条例第8条第1項](#)の規定による届出に係る届出書 [様式第7号](#)
- (8) [条例第10条第5項](#)の標識 [様式第8号](#)
- (9) [条例第11条第3項](#)の浄化槽管理士証 [様式第9号](#)

- (10) [条例第14条第3項](#)の身分を示す証明書 [様式第10号](#)
- (11) [第3条第3号](#)の略歴書 [様式第11号](#)
- (12) [第3条第6号](#)の書面 [様式第12号](#)
- (13) [第4条](#)の浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付申請書 [様式第13号](#)
(令2規則27・旧第10条繰下)

(書類の提出部数等)

第14条 [条例](#)及びこの規則の定めるところにより知事に提出する書類の提出部数は、[次項](#)の規定により保健所長を経由する場合にあつては正副2部、その他の場合にあつては正1部とする。

2 [条例](#)及びこの規則の定めるところにより知事に提出する書類は、仙台市の区域のみに営業所を有する場合を除き、主たる営業所の所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。

(令2規則27・旧第11条繰下・一部改正)

(手数料の納入方法)

第15条 [条例第15条第2項](#)の知事が別に定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 現金による方法
- (2) 知事の発行する納入通知書による方法
- (3) [地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第231条の2の2](#)の規定により指定納付受託者([同法第231条の2の3第1項](#)に規定する指定納付受託者をいう。)に納付を委託する方法
(令7規則17・追加、令7規則127・一部改正)

附 則

この規則は、昭和60年10月1日から施行する。

[様式第1号\(第13条関係\)](#)

(令2規則27・令4規則25・令7規則127・一部改正)

様式第1号(第13条関係)

(表)

※手数料欄

浄化槽保守点検業登録申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所〔法人にあつては、その名称、主たる〕
氏名〔事務所の所在地及び代表者の氏名〕
電話番号

下記のとおり浄化槽保守点検業の登録を受けたいので、浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例第2条第1項第3項の規定により申請します。

記

営業所	名 称	所 在 地	電 話 番 号
役員	氏 名	住 所	役 名
営業 区 域 に 名			

(裏)

営業所	浄化槽管理士		
	氏名	免状の交付番号	専任営業区域
他の都道府県 市の登録状況			

様式第2号(第13条関係)

(令2規則27・令4規則25・一部改正)

様式第2号(第13条関係)

誓 約 書

私(当社)は、浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例第5条第1号から第6号までに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所〔法人にあつては、その名称、主たる〕
氏 名〔事務所の所在地及び代表者の氏名〕

様式第3号(第13条関係)

(令2規則27・一部改正)

様式第3号(第13条関係)

器 具 の 明 細 書

年 月 日現在

名 称	型 式	性 能	数 量	購 入 年 月 日

様式第4号(第13条関係)

(令2規則27・一部改正)

様式第4号(第13条関係)

(表)

浄化槽保守点検業者登録簿			
登 録 番 号	第 号	登 録 年 月 日	年 月 日
		有 効 期 間 満 了 年 月 日	年 月 日
氏名	〔法人にあつてはその名称 及び代表者の氏名〕		
住 所	郵便番号(-)		
	電話番号 ()		
営 業 所	名 称	所 在 地	電 話 番 号
役 員	氏 名	住 所	役 名
営 業 区 域 に 係 る 市 町 村 名			
登 録 事 項 の 変 更	変 更 年 月 日	変 更 内 容	備 考

(裏)

営業所	浄化槽管理士		
	氏名	免状の交付番号	専任営業区域

様式第5号(第13条関係)

(令2規則27・令4規則25・令7規則127・一部改正)

様式第5号(第13条関係)

※手数料欄

浄化槽保守点検業変更登録申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所〔法人にあつては、その名称、主たる〕
氏名〔事務所の所在地及び代表者の氏名〕

電話番号

下記のとおり浄化槽保守点検業の変更の登録を受けたいので、浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例第6条第1項の規定により申請します。

記

登録年月日	年 月 日	登録番号	第 号
従来営業区域			
新たな営業区域	専任浄化槽管理士		
	氏 名	免状の交付番号	
変更理由			
変更予定年月日	年 月 日		

様式第6号(第13条関係)

(令2規則27・令4規則25・一部改正)

様式第6号(第13条関係)

浄化槽保守点検業登録事項変更届

年 月 日

宮城県知事 殿

届出人 住所〔法人にあつては、その名称、主たる〕
氏名〔事務所の所在地及び代表者の氏名〕
電話番号

下記のとおり登録事項の変更をしたので、浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例第7条第1項の規定により届け出ます。

記

登録年月日	年 月 日	登録番号	第 号
変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
変 更 年 月 日	年 月 日		

様式第7号(第13条関係)

(令2規則27・令4規則25・一部改正)

様式第7号(第13条関係)

浄化槽保守点検業廃業等届

年 月 日

宮城県知事 殿

住所
届出人 氏名

浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例第8条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

登録年月日	年 月 日	登録番号	第 号
浄化槽保守点検業者の氏名 (法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)			
浄化槽保守点検業者の住所			
廃業等の理由			
廃業等の年月日	年 月 日		
廃業等をした浄化槽保守点検業者との関係			

様式第8号(第13条関係)

(令2規則27・一部改正)

様式第8号(第13条関係)

浄化槽保守点検業者登録票	
氏名又は名称	
営業所の所在地	
登録番号	第 号
登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

35センチメートル以上

40センチメートル以上

様式第9号(第13条関係)

(令2規則27・全改)

様式第9号(第13条関係)

浄化槽管理士証	
氏名	
生年月日	
浄化槽管理士免状の交付番号	
条例*第11条第4項に基づく研修会の受講年月日	

※浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年宮城県条例第19号)

上記の者は、浄化槽の保守点検の業務に従事する者であることを証明します。

年 月 日

浄化槽保守点検業者の氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

写
真

印

様式第10号(第13条関係)

(平元規則20・令2規則27・一部改正)

様式第10号(第13条関係)

(表)

12センチメートル

<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">所 属</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p>浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例第14条第3項の 身分証明書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">宮城県知事 印</p>	<p style="text-align: center;">3センチメートル</p> <p style="text-align: center;">写 真</p> <p style="text-align: center;">5センチメートル</p> <p style="text-align: center;">8センチメートル</p>
---	--

(裏)

この証明書を携帯する者は、浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例により立入検査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりです。

浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例(抜粋)

(報告の徴収、立入検査等)

第14条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、その業務に関し報告を求めることができる。

2 知事は、この条例を施行するために特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第18条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1)～(6) (略)

(7) 第14条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

様式第11号(第13条関係)

(令2規則27・令4規則25・一部改正)

様式第11号(第13条関係)

保守点検業登録申請者の略歴書

現住所	郵便番号(—)		電話番号
本籍			
氏名		生年月日	年 月 日生
職名		最終学歴	
職歴	期 自 至	間 年月日 年月日	従事した職務内容
賞罰	年月日	賞罰の内容	
上記のとおり相違ありません。			
年 月 日			
氏名			

様式第12号(第13条関係)

(令2規則27・一部改正)

様式第12号(第13条関係)

浄化槽保守点検受託基数表

処理方式 処理対象人員 営業区域	単 独 処 理			合 併 処 理			合 計
	20人以下	21人以上 300人以下	301人以上	50人以下	51人以上 500人以下	501人以上	
合 計							

様式第13号(第13条関係)

(令2規則27・令4規則25・令7規則127・一部改正)

※手数料欄

浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所
申請者
氏 名

下記のとおり浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付を受けたいので、浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則第4条の規定により申請します。

記

謄本の交付を受けたい浄化槽保守点検業者	
氏名(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	登録番号
謄本の交付を受けたい枚数	各 枚
謄本の交付を受けたい理由	

附 則(平成元年規則第20号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条から第113条までの規定による改正前のこれらの規定に規定する各規則及び各県令(以下「規則等」という。)の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の規則等の規定によるものとみなす。

附 則(平成12年規則第179号)

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第124号)第53条第5項の規定によりなお効力を有することとされている改正前の商業登記法(昭和38年法律第125号)第11条第1項の規定により交付された登記簿の謄本は、改正後の商業登記法第10条第1項の規定により交付された登記事項証明書とみなす。

附 則(令和2年規則第27号)

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に1号を加える改正規定については、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則による諸様式(様式第9号を除く。)で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、それぞれ改正後の浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の規定によるものとみなす。

附 則(令和4年規則第25号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて提出等された申請書等は、それぞれ改正後の各規則の規定に基づいて提出等された申請書等とみなす。

3 改正前の各規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の各規則の規定によるものとみなす。

附 則(令和5年規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年規則第17号)

この規則は、令和7年2月1日から施行する。

附 則(令和7年規則第127号)

(施行期日)

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第3条、第5条、第7条から第13条まで、第15条から第17条まで、第19条から第26条まで、第28条、第32条、第34条、第35条、第39条、第40条、第45条及び第47条(以下これらを「各規則」という。)の規定による改正前の各規則の規定により提出等された申請書等は、それぞれ改正後の各規則の規定により提出等された申請書等とみなす。

3 改正前の各規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の各規則の規定によるものとみなす。